第1章 事業の概要

1.1 事業名

令和3年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業(事業者データベース整備 及び補完調査等)

1.2 事業の目的

食品産業環境対策における調査点検業務は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)に係る食品循環資源の再生利用等の取組が著しく不十分と認められる事業者及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づく再商品化義務の不履行の疑いが高く、かつ、再商品化義務量の多い事業者に対して優先的に実施することとしている。

調査点検業務の効率的かつ効果的な実施を図るためには、その基礎となる食品関連事業者のデータベース(以下「事業者データベース」という。)の整備・ 充実が重要である。

本事業では、地方農政局等が令和4年度以降に調査点検業務を円滑に実施することができるようにするため、最新の食品関連事業者の企業データの入手、リサイクル状況等を確認できていない食品関連事業者に対する郵送によるアンケート調査(以下「補完調査」という。)の実施等により、事業者データベースの整備・充実を図り、また、これらの過程において得られた食品関連事業者の詳細情報の整理及び取りまとめを行うこととする。

1.3 事業の内容

本事業においては、次の(1)及び(2)に掲げる内容を実施した。

(1) 事業者データベースの整備

ア 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室が令和2年度に整備した事業者データベース(事業者数194,759件、エクセル(最大55MB×10ファイル))において、食品関連事業者に関する市販の最新の企業データ(株式会社東京商工リサーチデータベースから10,000事業者。その内法人格「農事組合法人」あるいは商号に「農業法人」「農業生産法人」を含む181件)を入手し、企業の新設、合併、廃業、農業関連等の状況を事業者データベースに反映させた。なお、必要となる基本情報は、以下のとおり。

①事業者名、②事業者名(読み仮名)、③設立年月、④郵便番号、⑤所在地、⑥代表者氏名、⑦代表者役職、⑧電話番号、⑨従業員数(労働基準法(昭和22年法律第49号)第21条に該当する者を除く。)、⑩資本金額(百万円)、⑪当期決算年月、⑫売上高(百万円)、⑬主業種名、⑭従業種名、⑮その他

- イ 別途、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室担当職員(以下「担当職員」という。)からエクセルファイルで提供された再商品化義務履行状況の情報を事業者データベースに反映した。(事業者数 27,116 件)
 - (2) リサイクル状況等未確認事業者に対する補完調査の実施及び調査結果の事業者データベースへの反映
- ア (1) の反映を行った事業者データベースから、次の(a) 又は(b) に当たる事業者を抽出し、それぞれ補完調査対象事業者名簿(以下「事業者名簿」という。) を作成した。なお、事業者の抽出の際は、担当職員と協議して決定した。
 - (a) 食品リサイクル法関係については、食品リサイクル状況等が確認できていない事業者(令和2年度に食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期の報告を行った者を除く。5,000事業者を実施)
 - (b) 容器包装リサイクル法関係については、再商品化義務の履行状況が確認 できていない事業者のうち、

製造業:従業員数 21 人以上及び年間売上高 2 億 4,001 万円以上 商業・サービス業:従業員数 6 人以上及び年間売上高 7,001 万円以上 の事業者 (5,000 事業者を実施)

イ 担当職員と内容を協議の上、アにおいて作成した事業者名簿に記載された 事業者(以下「補完調査対象者」という。)に対する依頼状及び調査票(A4版 6から7枚を想定)を作成し、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・ 食文化課の名においてリサイクル状況等を確認するための郵送調査等を実施 した。なお、調査項目は以下のとおり。

【食品リサイクル法関係】

①業種、②食品廃棄物等の発生量、③食品廃棄物等の発生抑制、再生利用の取組 の有無、④その他担当職員と協議の上決定する食品リサイクル法関連情報

【容器包装リサイクル法関係】

- ①業種、②平成 27 年度から令和 2 年度までに使用した容器包装の種類、③平成 27 年度から令和 2 年度までの年度別売上高、④平成 27 年度から令和 2 年度までの年度別従業員数、⑤その他担当職員と協議の上決定する容器包装リサイクル法関連情報
- ウ 調査票を発送した補完調査対象者の名称及び所在地、調査票の回収状況を 管理する整理票を作成した。当該整理票は、担当職員からの求めに対し、い つでも報告できるように整理した。
- エ 調査票の回収後、回答内容に記載不備があった場合には、電話等による確認 を行い、調査票に記入した。また、調査票回答のデータ入力にあたり回答の整 備を行った。
- オ 返送期日後、調査票が未回収の補完調査対象者の担当者又は責任者に対して、ハガキ及び電話により回答の督促を行い、調査票の回収率 30%以上となるように努めた (ハガキを以下に掲載する)。電話督促の際、その場で回答が得られる補完調査対象者については、回答の内容を聴き取り集計した。

督促はがき(右の宛名面の上半分には宛名を掲載して発送)

哈和3年12月 農林水産省 委託調査 「令和3年度食品産業リサイクル状況等アンケート」 ご協力のお礼とお願い 謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 さて、先般ご送付した「令和3年度食品産業リサイクル状況 等アンケート」にご協力いただき、誠にありがとうございまし 皆様からいただきました回答は、今後の施策を検討していく ための貴重なデータとして、大切に活用させていただきます。 なお、まだご回答いただいていない場合には、業務ご多忙の ところ大変恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解の上、 是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。 ご回答は、**令和3年12月29日(水)**までに、調査票にご記入 上、同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願い致 します。 「令和3年度食品産業リサイクル状況等アンケート」 万が一、調査票がお手元に届いていない場合、また、調査票 ご協力のお礼とお願い を紛失された場合には、お手数をお掛けいたしますが、下記に 記載の調査受託機関までご連絡くださいますよう、お願い申し 【關査主体】 農林水産省 大臣官房 新事業·食品産業部 末筆ではございますが、皆様のご発展とご活躍をお祈りし、 略儀ながら書中をもちましてお礼申し上げます。 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室 【調査受託機関(お問合せ先)】 株式会社東京商エリサーチ 市場調査部 ■調査受託機関 (調査内容や回答方法のお問い合わせ先) アンケート回収係 市場調査部 アンケート回収係 株式会社東京商工リサーチ 〒100-6810 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル 住所:〒100-6810 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル TEL 03(6910)3198 電話:03-6910-3198 ※調査票のご返送先は上記の調査受託機関へお願い致します。 受付時間:平日 (月~金) 9時~12時、13時~17時

カ エ及びオの業務に従事する者は、事前に食品リサイクル法及び容器包装リ サイクル法、本補完調査の内容等を理解できるよう説明を行った。

キ 本補完調査で得られた情報を(1)の事業者データベースに反映した。

1.4 事業の実施スケジュール

令和3年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業のスケジュールを以下に示す。

実施スケジュール

令和3年度 <食品産業リサイクル状況等調査>	備考(期間)	2021年11月			2021年12月			2022年1月			2022年2月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
(1)印刷物作成													
食品リサイクル法:調査資材作成・印刷	11/16-12/10												
容器包装リサイクル法:調査資材作成・印刷	11/16-12/10												
(2)データ整備													
食品産業リサイクル状況等DB: データ整備	11/10-12/2												
特定事業者データ: データ整備	11/24-12/2												
(3)調査対象&補完調査の実施													
食品リサイクル法:調査対象事業者選定	11/24-12/2												
容器包装リサイクル法:調査対象事業者選定	11/24-12/2												
調査票発送・回収	12/10-12/29												
督促ハガキ発送	12/17												
調査票未回収先への電話調査	1/11-1/27												
調査結果の入力作業	1/11-1/26												
(4)成果物作成													
事業者データベース作成	2/1-2/28												
調査報告書作成(全体版・概要版)	2/1-2/28												